

地域で不足する外来医療機能に関する今後の対応について（案）

①事前にいただいた意見

【意見①】

不足する外来医療機能

- ・初期救急(夜間・休日、特に外科や耳鼻科など。)
- ・在宅医療(特に夜間・休日。)
- ・公衆衛生(介護保険審査、**学校医**、**警察嘱託医・協力医**、**行政機関から委員等就任依頼への対応**)

【意見②】

- ・公衆衛生関係については、「学校医」だけでなく、「**産業医**」、「**予防接種**」についても再度確認(アンケート)してほしい。
- ・アンケートには「その他(自由記述)」の項目もいれてほしい。

②今後のスケジュール案

2025年

12月22日(月)

第3回さいたま地域医療構想調整会議
アンケート案に関する協議

2026年

1月5日(月)

アンケート発出
【回答期限1月30日(金)】

3月中～下旬

第4回さいたま地域医療構想調整会議
アンケート結果の報告

4月上旬

アンケート結果を踏まえた意向調書の公開

③アンケート案

【質問1】

公衆衛生(学校医、産業医、予防接種、警察嘱託医・協力医、行政機関からの委員等就任依頼への対応)については、現在、地域で不足する医療機能として設定しておりませんが、第2回会議等において追加で設定すべき旨の提案がございました。

御意見を踏まえ地域で不足する医療機能として設定し、新規開業者に対する意向調書の提出を求ることについて御回答ください。

【回答(選択式)】

- a 異議なし。(自由記述:)
b 異議あり。(自由記述:)

【質問2】

下記の項目(A～C)については、現在、地域で不足する医療機能として設定しております。
引き続き、地域で不足する医療機能として設定し、新規開業者に対する意向調書の提出を求ることについて御回答ください。

- A 初期救急医療(夜間や休日等)
B 在宅医療
C 介護認定審査

【回答(選択式)】

- a 異議なし。(自由記述:)
b 異議あり。(自由記述:)

【質問3】

その他、本件について、何かご意見等ございましたら、御回答ください。

【回答(記述式)】

(自由記述:)

地域で不足する外来医療機能に関する今後の対応について（案）

参考:新規開業者に対する案内文及び意向調書様式の修正案

診療所を新規に開設予定の皆様へ

埼玉県では、令和6年3月に県の外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項を定めた「第8次埼玉県地域保健医療計画（令和6年度～令和11年度）」を策定いたしました。⁴⁾ さいたま市で診療所を新たに開設される皆様には、本計画の第3章第3節に記載されております、地域の外来医療の提供状況を御理解いただき、「地域の外来医療機能の状況を理解し必要に応じて地域医療へ協力していくこと」について、御助力をお願いします。⁵⁾ また、このことについて所定様式の提出により、地域医療への協力意向の確認を実施することいたしましたので、併せて御助力をお願いします。⁶⁾

〔第8次地域医療機能整備推進計画（令和6年3月策定）〕
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/ryou-keikaku/kenkakusyuu.html>

（トップページ → 健康・福祉 → 医療 → 計画・推進） 治安医療構造医療計画（）

1 目 的 病院所の新規開設手続に当たり、本計画に記載された二次保健医療圏ごとの
外來医療機能の状況について、新規開設予定者に対して理解を求め、自動的な
行動変容を促していきます。◆

2 内 容 所定様式（「外來医療機能に関する意向調書」）の提出により、合意状況の
確認を実施◆

3 対 象 新規に診療所（※）を開設することを予定している方（※歯科診療所を除く）◆

4 提出書類 所定様式 1部◆
提出様式は、以下のホームページからもダウンロードいただけます。◆
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/sairaikeiho.html>

5 提出時期 開設よりおおむね1か月以内に提出をお願いします◆

6 提出方法 郵送又はメールにより提出◆

7 提 出 先（郵送）〒330-9588 埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-4◆
さいたま市保健衛生局保健部地域医療課 管理調整係宛◆
(メール) chikikiyo@city.saitama.lg.jp◆

※件名は「（医療機関名）診療所開設に伴う確認様式の提出について」としてください。

8 そ の 他
・提出いただきました回答内容については、さいたま圏域の「地域医療構想調整会議」に
おいて、確認を行います。◆
・なお、「地域医療の充実に向けた、可能な範囲で協力・貢献すること」に合意いただけ
ない開設者の方には、同会議へ御出席いただき、地域医療における課題解決に向け、発言
をお願いさせていただく場合がございます。◆
・また、ご協力いただける医療機関の名称・連絡先等を、関係行政機関及びさいたま市内の
医師会に提供させていただきます。地域で不足する医療機能へのご協力を求めるため、上記
の開設者様等から連絡により連絡させていただきます。◆

【問い合わせ先】
(式様提出に関すること) さいたま市保健衛生局保健課地域医療課 管理課問合せ係
電話番号: 049-823-1282 E-mail: chikiki-ryo@city.saitama.lg.jp

(医療計画に関すること) 埼玉県保健医療部医療保健課企画・企画・構想担当
電話番号: 048-830-3526 E-mail: a3510-13@pref.saitama.lg.jp

外来医療機能に関する意向調査

年 月 日

埼玉県知事 塩

住 所

提出者 岩谷七

連絡先（電話）

(E-mail) [✉](mailto:)

1 診療所の名称等

ふりがな	フ	フ
名 称	フ	フ
開設の場所	フ	フ
診 療 科 目	フ	フ
管 理 者	住 所	フ
	氏 名	フ

2 地域医療への協力意向の有無について

□ 合意する → 3 の質問にお進みください。七

□ 合意しない

黑由

3. 現在、特にこの医療圏で不足する外来医療機能の実態について

さいたま医療圏では、「第8次埼玉県地域保健医療計画（令和6年3月策定）」において、以下の機能が不足しているとしています。以下の機能について、ご協力可能な場合は、チェックをお願いいたします。

□ 夜間や休日等における地域の初期救急医療の実態

□ 在宅医療（往診・訪問診療）の実施状況

□ 介護認定審査の実施

□ 公衆衛生の実施（以下のご協力可能な機能にチェックをお願いします。）

※ 本資料は、郵送またはメールにて、さいたま市地図医療委課までご提出ください。また、回答内容につきましては、「埼玉県さいたま市地図医療構想調整会議」において、報告させていただきます。なお、お「地域医療への効力意向の有無について」の合意いただけなかった開設者に対する会議への出席

※ ご協力いただけける医療機関の名称・連絡先等を、関係行政機関及びさいたま市内の医師会に提供させていただきます。地域で不足する医療機能へのご協力を求めるため、上記の関係機関等から個別に連絡をされている場合があります。

【提出先】さいたま市保健衛生局保健部地域医療課 管理調整係
〒330-9588
埼玉県さいたま市浦和区常盤5-4-4
電話番号：048-829-1299
E-mail：chikui-iryo@city.saitama.lg.jp